



パン・パシフィック 外国債券オープン

追加型投信／海外／債券



ご注意事項

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します（外貨建資産を組入れる場合は、為替変動リスクもあります）。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

●ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号:0120-565787(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

投資信託は、元本が保証された商品ではありません。お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

インターネットバンキング専用ファンド
●お申込み・販売会社は


三菱UFJ銀行

株式会社三菱UFJ銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号
加入協会：日本証券業協会／一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当行の苦情処理措置および紛争解決措置は
一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券
金融商品あっせん相談センターを利用します。
全国銀行協会相談室：0570-017109/03-5252-3772
証券・金融商品あっせん相談センター：0120-64-5005
受付時間：月～金曜日/9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)

 明治安田アセットマネジメント

商 号 等：明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号
加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの特色・運用実績

環太平洋先進諸国(アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国を指します。)の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

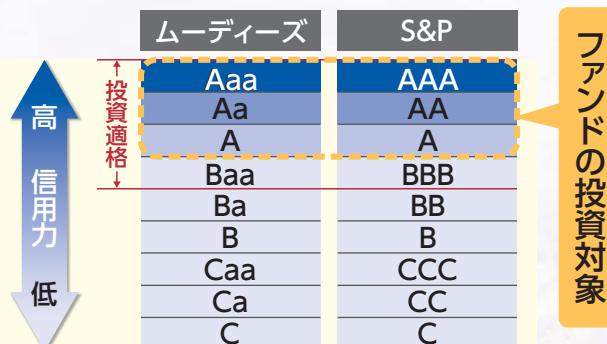
1 4カ国に分散投資し、リスクを抑制します。

[IMF 4カ国の経済成長率見通し]

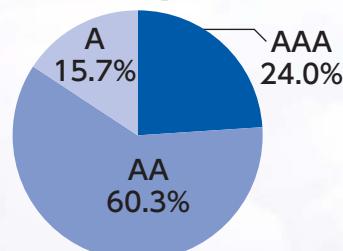


出所：IMF World Economic Outlook, 2018年10月版より明治安田アセットマネジメント作成
※2018年以降は予測

2 原則として、取得時の格付がA格相当以上の信用度が高いと判断される債券に投資します。



【格付別債券組入状況】(2018年9月末現在)



※上記比率は組入債券評価金額合計に対する割合

※格付は、ムーディーズ、S&Pが付与した格付のうち下位格付を採用

※グラフの構成比は四捨五入の影響で100%にならないことがあります。

3 相対的に高い利回りが期待される債券に投資することにより、安定的な収益の確保を目指します。

【国債利回り】(2018年9月末現在)



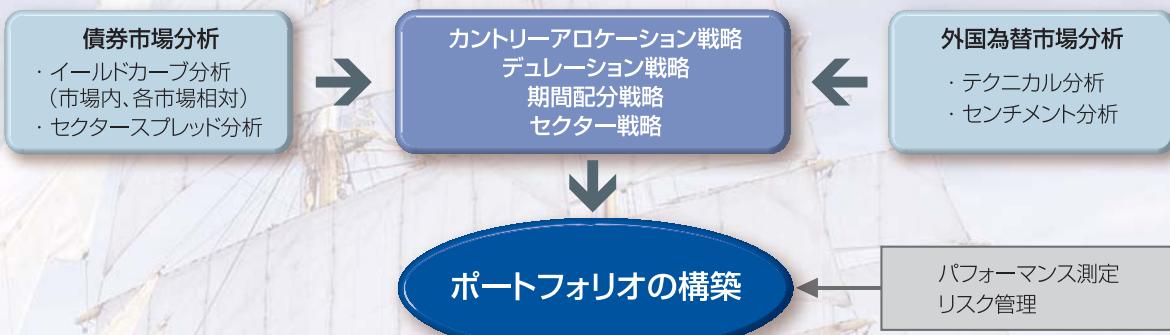
出所:ファクトセットデータより明治安田アセットマネジメント作成

4 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

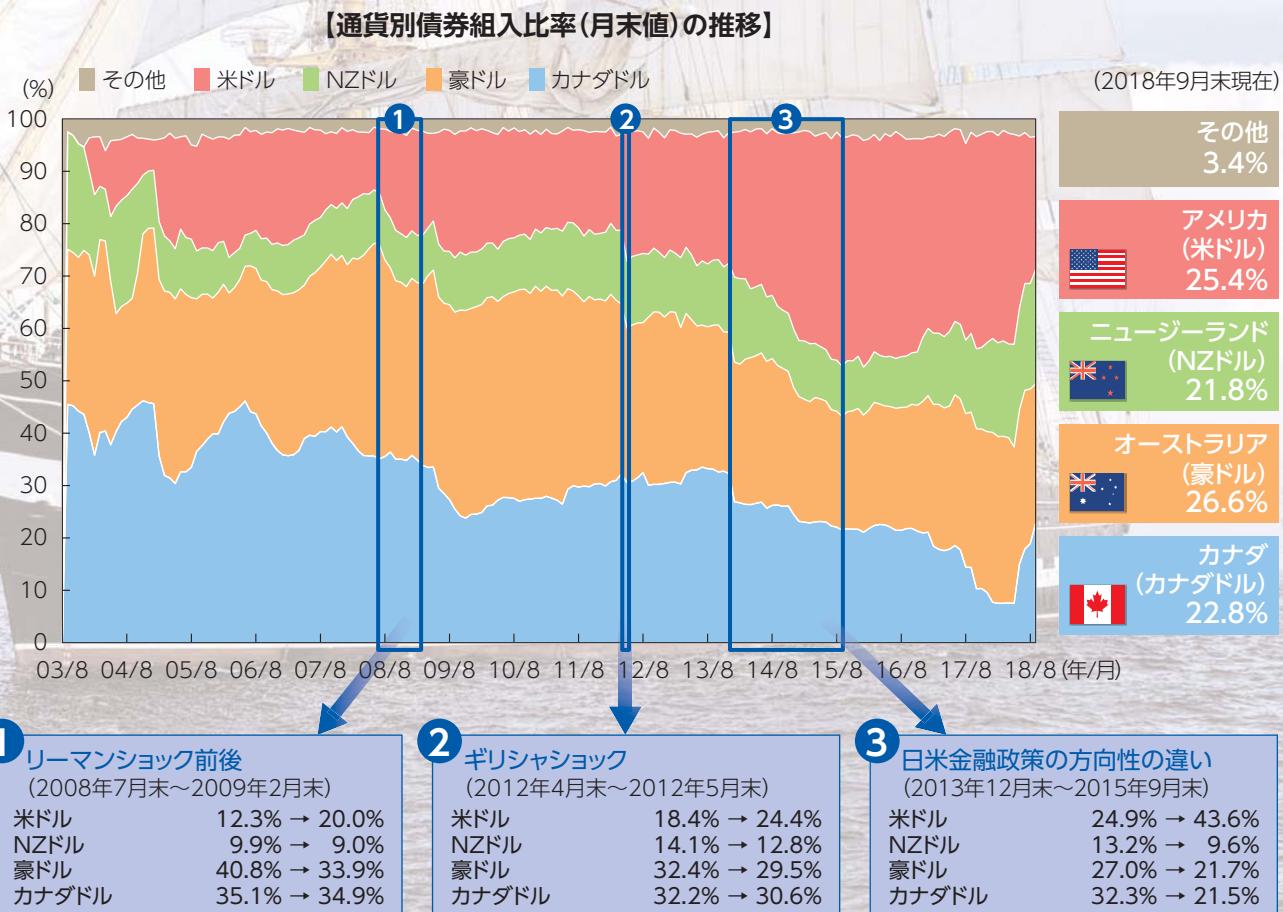
運用プロセス

- 金利リスク、信用リスク等に配慮しつつイールドカーブ戦略、セクター・個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行い、安定的な収益の獲得を目指します。

ファンダメンタルズ分析 ・景気循環 ・金融財政政策、マネーサプライ ・国際収支、商品市況



市場環境に応じて、投資対象4カ国（通貨別債券組入比率）を変更（通貨別債券組入比率変更）を行います。



※上記比率は純資産総額に対する割合

※通貨別債券組入比率は月末時点の数値(2003年8月末(設定月月末)～2018年9月末)

ファンドの運用実績(2018年9月末現在)

設定来の基準価額と純資産総額の推移

- 「パン・パシフィック外国債券オープン」は設定から15年経過しました。
リーマン・ショックや欧州債務問題など金融市場が大きく揺らいだ局面を乗り越えてきたファンドです。



分配金実績

- 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

【分配金の推移(税引前、1万口あたり)】

設定来累計: 10,916円

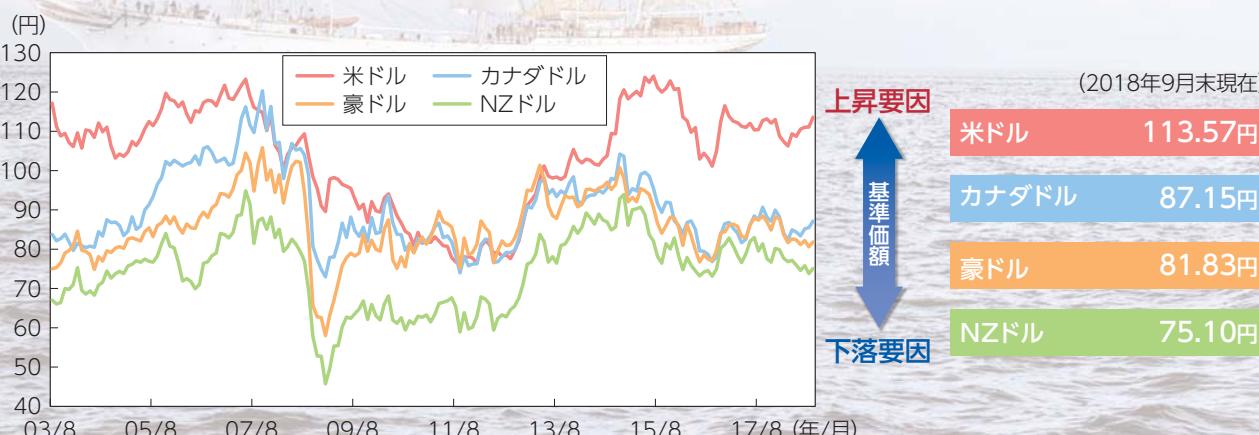


2003年11月～12月	2004年1月～2月	2004年3月～12月	2005年1月～7月	2005年8月～12月	2006年1月～11月	2006年12月～2007年6月
33円/月	35円/月	40円/月	45円/月	50円/月	55円/月	60円/月
2007年7月～11月	2007年12月～2011年10月	2011年11月～2013年3月	2013年4月～2015年12月	2016年1月～2017年6月	2017年7月～2018年9月	－
70円/月	80円/月	60円/月	70円/月	50円/月	30円/月	－

※上記は過去の分配実績を表すものであり、将来の分配金の支払いを示唆・保証するものではありません。

※運用状況によっては、分配金は増減したり、支払われないことがあります。

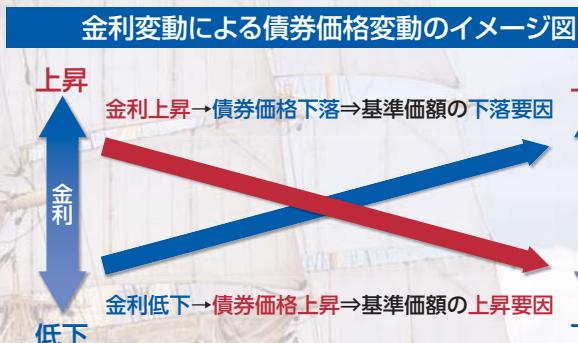
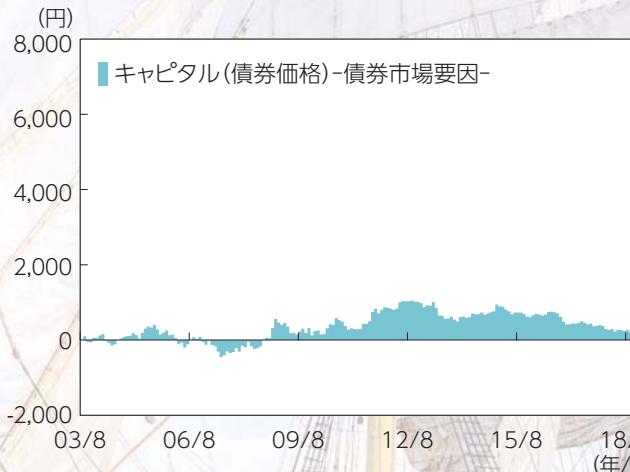
(ご参考)為替レート(対円)の推移



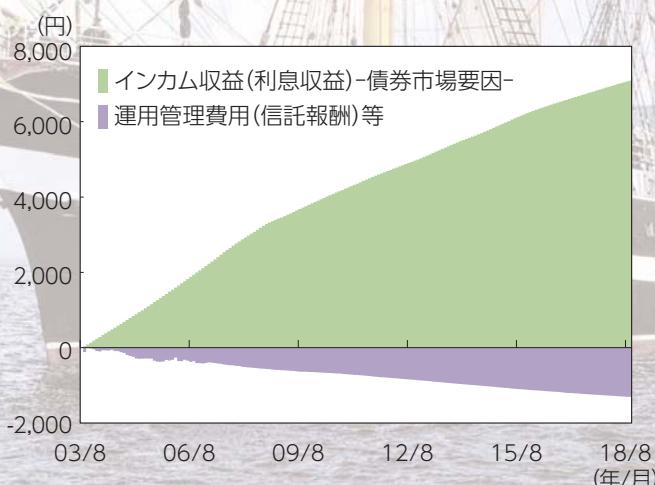
(ご参考)長期投資で資産形成

外国債券投資の魅力

【基準価額の変動要因】



※上記はイメージ図であり、当ファンドの運用成果等を表すものではありません。



- 為替とキャピタル(債券価格)は市場要因でプラスにもマイナスにも寄与します。一方で、投資している債券からのインカム収益(利息収益)は、堅実にプラスに寄与します。中長期的に保有することによる利息収益の積み上げは、外国債券投資の魅力の一つと考えられます。
- 運用管理費用(信託報酬)はファンドを保有している間、投資家の皆さんに信託財産で間接的にご負担いただく費用です。詳細につきましては、巻末の【ファンドの費用・税金】をご参照ください。

(期間:2003年8月末～2018年9月末(月次データ))

※為替市場要因、債券市場要因(キャピタル(債券価格)・インカム収益(利息収益))、運用管理費用(信託報酬)等はすべて設定来累積ベース、1万口あたり、税引前(他に、収益分配金や分配金再投資効果の要因等もあります)。要因分析の結果は当社で試算した概算値であり、基準価額変化の傾向を知る目安とお考えください。

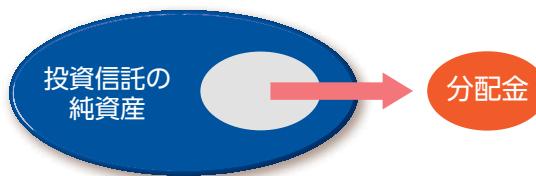
※購入時手数料、税金等は考慮しておりません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

※右図は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

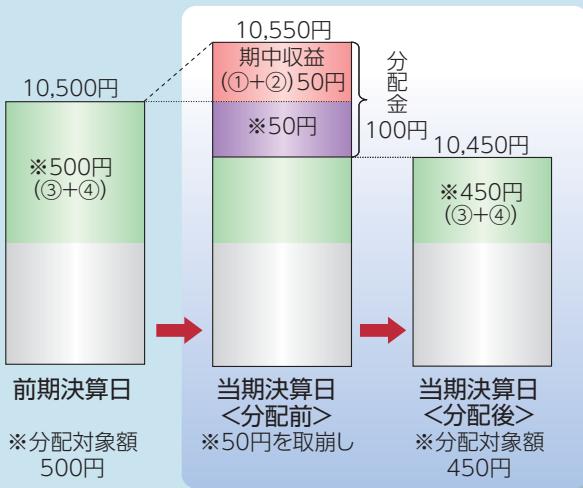
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



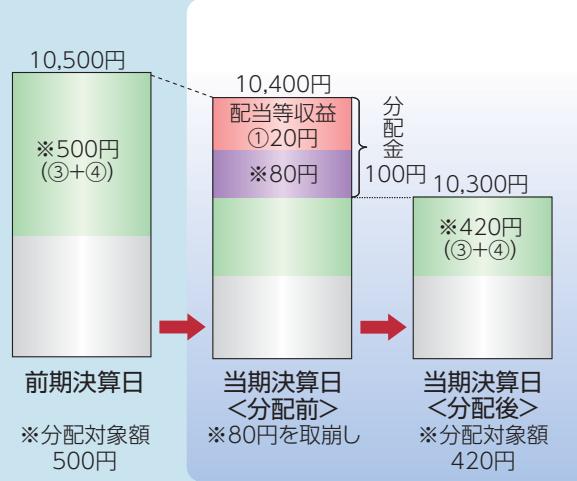
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



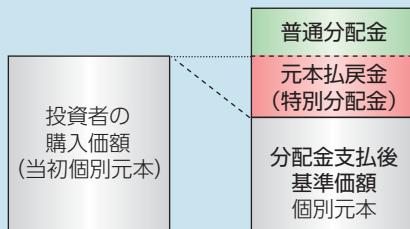
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

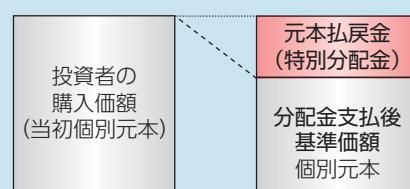
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【基準価額の変動要因】

パン・パシフィック外国債券オープンは、外国の債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

〈主な変動要因〉

債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

〈その他の留意点〉

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

手続・手数料等

ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

■株式会社三菱UFJ銀行でお申込みの場合

【お申込みメモ】

購入単位	分配金再投資コース(累積投資コース): 1万円以上1円単位 購入単位には購入時手数料(税込)が含まれます。 くわしくは、三菱UFJ銀行のホームページをご覧ください。	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。	信託期間	無期限(2003年8月29日設定)
購入代金	三菱UFJ銀行の定める期日までにお支払いください。	繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
換金単位	1円以上1円単位、または1口以上1口単位、または全部。	決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。	収益分配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目にお支払いします。	信託金の限度額	5,000億円
申込締切時間	原則として、午後3時までに受けた分を当日の申込みとします。	公 告	原則、電子公告により行い、ホームページ(http://www.myam.co.jp/)に掲載します。
購入・換金申込不可日	ニューヨークの銀行またはカナダの銀行が休業日の場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。	運用報告書	2月および8月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知られている受益者に交付します。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

【ファンドの費用・税金】

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	1.89%(税抜1.75%)を購入金額に乘じて得た額とします。 (投資信託説明書(交付目論見書)記載の上限手数料2.7%(税抜2.5%)から30%優遇) ※購入金額=購入価額(1口当たり)×購入口数
--------	---

信託財産留保額	ありません。
---------	--------

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の純資産総額に対し年1.08%(税抜1.0%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁されます。		
	配分	料率(年率) [各販売会社の純資産総額に応じて]	役務の内容
	100億円以下の部分	100億円超 300億円以下の部分	
	委託会社 0.486% (税抜0.45%)	0.432% (税抜0.4%)	
	販売会社 0.54% (税抜0.5%)	0.594% (税抜0.55%)	
	受託会社 0.054%(税抜0.05%)	0.648% (税抜0.6%)	
合計 1.08%(税抜1.0%)			運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

その他の費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0054%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。 また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。
------------	--

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。普通分配金に対して.....20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して.....20.315%

※上記は2018年9月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※法人の場合については上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。